

令和8年度高等学校情報・先端分野人材育成事業業務に対する回答

		質問内容	回答
1	実施要領2(4) 仕様書6	本業務の契約方式についてお問い合わせします。委託料は、実績に基づき精算する方式でしょうか、それとも契約金額を確定させる総価契約でしょうか。精算方式による場合、貸切バス借上料・講師謝金・旅費・教材費のほか、人件費及び一般管理費についても実績精算の対象となるか、併せてご教示ください。	本業務は、契約締結時に委託料の額を定める総価契約です。ただし、物価高騰等の影響を大きく受ける貸切バス借上料については、業務の実施状況等により金額を見直すこともあります。精算については、事業報告書と併せて、経費に係る実績書を御提出いただきます。
2	仕様書6	委託料の支払方法について、概算払は可能でしょうか。可能な場合、支払の回数・時期の目安をご教示ください。本業務は、貸切バス借上料、講師謝金及び旅費、教材費を受託者が立て替えたうえで支出する構造であり、実施が集中する11月から2月にかけて立替額が最大となることを想定しております。	精算払を原則としておりますが、概算払にすることも可能です。支払回数や時期については、担当課と契約予定者で別途協議を行うこととなります。
3	仕様書2	履行期間が令和9年3月31日までとされていることに関連し、令和9年3月に実施した見学・出前授業・実習指導に係るバス代・謝金・旅費・教材費の支払は、令和9年3月31日までに完了させることを前提と理解してよろしいでしょうか。	本業務の履行期間は、仕様書及び実施要領に記載のとおり、契約締結の日から令和9年3月31日までです。したがって、令和9年3月に実施するものについても、履行期間内に実施するとともに、その費用も契約額に含まれます。
4	実施要領4(3)・5	審査結果の通知が令和8年10月13日とされていますが、契約締結の予定時期をご教示ください。受託者の要員配置及び学校への案内発送の時期を確定させるために必要です。	契約については、審査結果通知後に委託予定者と実施内容等の協議を行った上で、速やかに締結する予定です。
5	仕様書4・5	本業務の一部について再委託を行うことは可能でしょうか。可能な場合、再委託が認められる業務の範囲（例えば貸切バスの手配・配車業務、支払事務等）及び承認の手続についてご教示ください。	業務の一部については、あらかじめ県の承認を得た場合に限り、再委託を可能とします。手続については、再委託する合理的理由、業務範囲、再委託先が適切な業務遂行能力を有していること等を記載した再委託承認申請書を御提出いただきます。
6	仕様書5(1)ア・(2)ア・(3)ア	対象校に対する本事業の周知及び実施希望の調査について、県立高等学校及び私立高等学校への一次的な案内は貴委員会から発出されるものでしょうか。それとも、受託者が全対象校へ直接案内を発送し、計画書の提出を求めることを想定されているでしょうか。	本事業の案内については、県立高等学校は高校教育課、私立高等学校は私学振興課から、各学校へ周知を行う予定です。実施希望の確認及び実施に向けた具体的な調整については、受託者が対象校と密に連絡を取り、学校の希望や実施内容を確認するとともに、学校から、提出された計画書と並行し、日程、内容、必要事項等について学校担当者と協議・調整し、実施が円滑に進むよう対応してください。
7	仕様書5(1)・(4)ア	企業・大学等の見学先について、学校が計画書において希望先を指定することを基本とし、受託者は開拓した受入先の候補を学校へ提示して選択いただく、という進め方を想定してよろしいでしょうか。また、貴委員会があらかじめ指定される見学先はございますか。	見学先については、学校の希望・教育内容・生徒の学科等を踏まえ、学校と受託者が協議の上、決定することを想定しています。学校から希望する見学先が示された場合は、その希望を踏まえて調整するとともに、受託者が新規開拓した企業・大学等についても候補として提示し、学校と協議の上、決定してください。なお、現時点で県が一律に指定している見学先はありません。
8	仕様書5(4)オ	「企業の高校訪問による研修へ出席すること」とありますが、出席の対象は出前授業102回及び実習指導61回の全回でしょうか。一部を抽出して出席する運用も可能でしょうか。要員計画に直接影響するためご教示ください。	「企業の高校訪問による研修への出席」について、出前授業102回及び実習指導61回の全て、受託者が出席することを一律に求めるものではありません。事業の円滑な実施、学校・企業等との調整、進捗管理等の観点から、必要に応じて出席することを想定しています。具体的な出席回数・体制については、受託者の企画提案及び業務実施計画を踏まえ、担当課と協議の上、決定するものとします。
9	仕様書5(1)～(3)	県内私立高等学校に対する周知・日程調整について、受託者が各校へ直接連絡する経路でよろしいでしょうか。私学を所管する部署を経由すべき手続がある場合はご教示ください。	県からの周知完了後は、受託者が直接各私立高等学校の担当部署・担当教員と連絡を取り、出前授業・見学・実習の実施調整を行っていただく形で差し支えありません。
10	仕様書5(1)オ・(2)・(3)	見学のバス台数「原則171台」、出前授業「計102回程度」、実習指導「計61回程度」とされていますが、学校の希望により実績がこれらを下回った場合、委託料はどのように取り扱われるでしょうか。	学校の希望や実施状況等により、実績が予定数量を下回る場合があります。なお、貸切バス借上料については、実施数量に限らず、実績に応じて金額を見直すこともあります。
11	仕様書5(1)オ	手配台数が上限171台の範囲内であっても、見学先までの距離により委託料が不足する見込みとなった場合の取扱いをご教示ください。担当課への報告・協議のうえ、学校と調整して台数又は行程を見直すことになると理解してよろしいでしょうか。	見学先までの距離等により、当初の想定を超える貸切バス借上料が見込まれる場合は、速やかに担当課へ報告・協議してください。その上で、学校の教育上の目的や希望等を踏まえ、必要に応じて見学先、行程、バスの割当て等について学校と調整し、実施方法を決定するものとします。なお、バスの手配については、仕様書5(1)オに定めるとおり、原則171台を上限とし、上限を超える場合には担当課に報告・協議した上で、学校と調整してバスの割当てを決定するものとします。
12	仕様書6(3)オ	講師の謝金の上限額15,400円について、①1回あたりの上限額との理解でよろしいでしょうか、②150分程度を要する実習指導についても同額の上限が適用されるでしょうか、③所得税法第204条に基づく源泉徴収前の支給総額の上限との理解でよろしいでしょうか。以上3点をご教示ください。	① 適用単位について 本県規定における上限額15,400円は「1時間あたり」の上限額となります。 ② 実習指導（150分程度）等への適用について 本県の規定に基づき1時間あたり15,400円が上限となります。そのため、出前授業（100分程度＝約2時間扱い）や実習指導（150分程度＝約2.5時間～3時間扱い）など、実際の講義・指導時間に応じて時間換算（計算）の上、謝金を支給していただくこととなります。 ③ 金額の定義（源泉徴収前/後）について ご認識のとおり、「所得税等の源泉徴収を行う前の支給総額（額面金額）」に関する基準（上限）となります。

令和8年度高等学校情報・先端分野人材育成事業業務に対する回答

		質問内容	回答
13	仕様書5(3)ア(ア)	実習に必要な教材費の上限額25,300円について、1校あたりの上限額との理解でよろしいでしょうか。同一校が実習指導を複数回実施する場合も、当該校に係る教材費の合計に対する上限として取り扱われるでしょうか。	実習に必要な教材費については、仕様書に記載のとおり、1校当たり25,300円を上限とします。同一校において実習指導を複数回実施する場合についても、当該学校に係る教材費の合計額が25,300円を超えないものとします。
14	仕様書5(1)ウ・エ	荒天、災害、学級閉鎖等により見学が中止又は延期となり、貸切バス事業者に対しキャンセル料が発生した場合、当該費用は委託料に計上することが可能でしょうか。	荒天、災害、学級閉鎖等、受託者の責めに帰すことのできない事由により見学を中止又は延期し、貸切バス事業者等にキャンセル料が発生した場合は、速やかに県へ報告し、その取扱いについて協議するものとします。担当課がやむを得ないものと認めた場合は、必要かつ妥当な実費を委託料の対象として取り扱うことがあります。
15	仕様書6(3)	見学の移動中及び実習指導中の事故に備え、受託者に対して付保が求められる保険の種類及び補償の水準について、貴委員会のお考えがあればご教示ください。貸切バス事業者が付保する保険に加え、受託者において賠償責任保険に加入することを予定しております。	本業務の実施に伴う事故等に備え、受託者において、業務内容及びリスクに応じた必要な保険に加入するなど、適切な補償体制を確保してください。また、貸切バスの運行に係る保険については、貸切バス事業者において必要な保険に加入していることを確認してください。
16	仕様書6(2)ウ	「学校から個人情報又はそれに類する一切の資料を持ち出さないこと」とされていますが、バスの手配及び受入企業への事前連絡に際して必要となる参加生徒数・学年・引率教員の連絡先等の情報について、受託者が学校から受領し、バス事業者及び受入企業へ提供することは差し支えないでしょうか。取扱いの範囲についてご教示ください。	バスの手配や受入企業との事前調整等のために必要となる情報については、業務遂行上必要な範囲に限り、学校から受託者が受領することは可能です。ただし、個人情報については、利用目的及び業務遂行上必要な範囲を超えて取得・利用・提供することのないようにしてください。また、バス事業者や受入企業等の第三者へ提供する場合についても、必要最小限の情報に限定してください。なお、仕様書6(2)ウの規定を含め、個人情報については関係法令及び県の定める個人情報保護に関する規程等を遵守して適切に取り扱ってください。
17	実施要領4(1)ア	企画提案のプレゼンテーションの時間について、貴県ホームページの募集案内には「15分程度」、コンペ実施要領には「各社20分程度」と記載されております。いずれによるかご教示ください。また、当該時間に質疑応答の時間が含まれるかも併せてご教示ください。	企画提案のプレゼンテーションについては、実施要領4(1)アに記載のとおり、各社20分程度とします。内訳は、プレゼンテーション15分程度、質疑応答5分程度を想定しています。
18	実施要領3(4)ア	企画提案書(A4判・任意様式)について、ページ数の上限、両面印刷の可否、綴じ方の指定はございますか。また、企画提案書とは別に参考資料を添付することは可能でしょうか。	企画提案書については、ページ数の上限、両面印刷及び綴じ方について特段の指定はありません。また、企画提案書の内容を補足するための参考資料についても添付することは可能です。
19	仕様書5	精算の参考とするため、令和7年度以前に実施された同種事業における実績(見学のバス手配台数、出前授業及び実習指導の実施回数、貸切バス1台あたりの借上単価の水準)について、公表可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	過年度の同種事業における具体的なバス借上単価等については、契約内容や個別事業者の情報を含むため、一律の単価水準として公表することは差し控えます。なお、本業務の予定数量は、仕様書に記載のとおり、見学は原則171台、出前授業は102回程度、実習指導は61回程度を想定しています。
20	仕様書全般	過年度の同種事業の実施において課題となった事項、又は本業務において貴委員会が特に改善を期待される点がございましたら、差し支えない範囲でご教示ください。バスの手配、講師の確保、学校との日程調整、支払事務のいずれの局面においても、いただいたご指摘を企画提案に反映させていただきたく存じます。	過年度の実施における具体的な課題については、個別の事業者や学校等が特定される可能性があるため、詳細については公表を差し控えます。本業務においては、バスの確実な手配、講師の安定的な確保、学校・企業等との円滑な日程調整、謝金・旅費等の支払事務を含めた業務全体の円滑な運営を重視しています。
21	仕様書5(1)～(3)	過年度の実施において、対象校の教職員又は受入企業・大学等から寄せられたご要望やお困りごとのうち、本業務において改善が求められるものがございましたらご教示ください。学校及び企業双方の負担を軽減する運用を設計するうえで参考といたします。	過年度の実施における学校や企業・大学等からの個別の要望・意見については、個別の学校・企業等が特定される可能性があるため、詳細については公表を差し控えます。本業務においては、学校・企業・大学等双方の負担を可能な限り軽減し、日程調整、事前連絡、当日の運営等が円滑に進むよう、受託者が主体的に調整・支援することを期待しています。
22	仕様書5	委託料の支払方法について 委託料の支払方法(前金払・概算払の可否、支払の時期および回数)をご教示ください。 仕様書5において、バス代、講師への謝金及び旅費、実習用教材費を受託者が支払うこととされておりますが、これらを受託者が立て替えたうえで、業務完了後に精算する形になるという理解でよろしいでしょうか。	精算払を原則としておりますが、概算払にすることも可能です。支払時期や回数については、担当課と契約予定者で別途協議を行うこととなります。
23	コンペ実施要領6(1)	共同提案および再委託の可否について コンペ実施要領6(1)に「参加申込書及び提案書の提出は、1事業者につき1件とする」とございますが、複数の事業者による共同提案(共同企業体・コンソーシアム等)による応募は可能でしょうか。 また、業務の一部を再委託することは可能でしょうか。可能な場合、再委託できる範囲に制限はございますか。	代表事業者を1社決定した上で、複数企業等による「共同企業体(コンソーシアム)」として応募いただくことは可能です。その際、実施要領6(1)の「1事業者につき1件」の制限については、「同一の事業者が(単独または構成員として)複数の提案・応募を行ってはならない」という趣旨となります。
24	仕様書5(1)ウ・エ	バスの手配に係る旅行業法上の取扱いについて 仕様書5(1)ウ・エの、見学先までの行程の調整、バスの手配および交通会社への支払いにつきまして、受託者に旅行業法上の登録(旅行業または旅行サービス手配業)が必要となりますでしょうか。 また、登録を有する旅行者へ発注する形で業務を遂行することに差し支えはございませんか。	受託者自身が旅行業法上の「旅行業」または「旅行サービス手配業」の登録を有していない場合でも、登録を有している旅行者やバス事業者へ直接発注・委託・手配する形であれば応募および業務実施に差し支えありません。

令和8年度高等学校情報・先端分野人材育成事業業務に対する回答

		質問内容	回答
25	過去の受注実績の取扱い	過去の受注実績の取扱いについて参加資格(公告3)には過去の受注実績に関する要件は定められていない一方、審査項目④に「過去に同様の事業内容を受注実績があるなど委託するのに十分であるか」とございます。同種事業の受注実績を有しないことは、応募の妨げとなるものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。同種・類似事業の受注実績を有していないことのみをもって、応募資格が失われたり応募自体が拒否・排除されたりするものではありません。
26	仕様書3	仕様書の3事業の概要及び目標を抜粋して下記のように整理しました。不整合、過不足、錯誤はございませんか？ 【目標及び課題】先端技術関連企業の人材不足への対応 【解決方針】 (1)生徒の先端技術関連企業への理解を促進 (2)先端技術関連企業の興味関心を高める (3)県内企業への就職や理工系大学への進学を促進 (4)高等学校における情報・先端技術教育の充実 【具体的な解決策・手段】 (1)情報・先端技術関連企業・大学等の見学【解決方針】1、2、3 (2)情報・先端技術関連企業・大学等の講師による出前授業【解決方針】1、2、3、4 (3)情報・先端技術関連企業・大学等のエンジニア派遣による実習指導【解決方針】1、2、3、4	仕様書に記載通りの内容でお願いします。
27	仕様書5	本記載(4)は業務内容(1)(2)(3)を「円滑な実施」するための付帯業務という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 仕様書5(4)に記載するア〜クの業務は、仕様書5(1)(2)(3)を円滑に実施するために必要な業務として実施するものです。
28	仕様書5	本事業は「円滑な実施」が最重要視されますか。	本事業においては、企業・大学等の見学、出前授業及び実習指導を確実かつ円滑に実施することは重要な要素の一つですが、「円滑な実施」のみを最重要視するものではありません。 本事業の目的である、高等学校における情報・先端技術教育の充実や、県内成長産業を支える人材育成につながる効果的な取組となっているかという観点を含め、実施要領に定める審査項目に基づき総合的に審査します。
29	仕様書5	本事業は「見学先企業等の新規開拓、訪問」が重要視されますか。	「見学先企業等の新規開拓、訪問」は、企業・大学等の見学、出前授業及び実習指導を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務の一つとして位置付けています。 ただし、新規開拓や訪問の実施自体を最重要視するものではなく、本事業の目的である、高等学校における情報・先端技術教育の充実や、県内成長産業を支える人材育成につながる効果的な取組となっているかという観点を含め、実施要領に定める審査項目に基づき総合的に審査します。
30	企画提案書の審査に関する事項	審査項目の項目一覧表はございますか。またご開示頂くことは可能でしょうか。	審査項目については、実施要領4(2)に記載している項目が全です。 なお、各審査項目の配点及び詳細な評価基準については、公表しておりません。
31	企画提案書の審査に関する事項	審査項目の項目別配点票はございますか。またご開示頂くことは可能でしょうか。	審査については、実施要領4(2)に記載する項目に基づき、総合的に審査を行います。 なお、各審査項目の配点については、公表しておりません。
32	企画提案書の審査に関する事項	本事業では「円滑な実施」が最も重要である、という認識でよろしいでしょうか。	「円滑な実施」は、本事業を適切に遂行する上で重要な要素の一つですが、最も重要な項目として位置付けているものではありません。 本事業の目的である、高等学校における情報・先端技術教育の充実や、県内成長産業を支える人材育成につながる効果的な取組となっているかという観点を含め、実施要領4(2)に記載する各項目を踏まえ、総合的に審査します。
33	企画提案書の審査に関する事項	もし、上記③でない場合、KGI(重要目標達成指標)、KPI(重要業績評価指標)を具体的にご教授頂けないでしょうか。	本事業について、KGI(重要目標達成指標)及びKPI(重要業績評価指標)を設定しているものではありません。 本事業の目的及び目標については、仕様書3に記載のとおり、高等学校における情報・先端技術教育の充実を図り、県内成長産業を支える人材育成の取組を推進することです。 また、実施要領4(2)に記載する各項目を踏まえ、事業内容、実施体制、過去の実績、費用積算の妥当性等を総合的に審査します。

令和8年度高等学校情報・先端分野人材育成事業業務に対する回答

		質問内容	回答
34	企画提案書の審査に関する事項	本事業では(1)企業・大学等の見学171台、(2)出前授業計102回、(3)実習指導計61回を「円滑な実施」が最も重要である、という認識でよろしいでしょうか。これらの数字がKGI、KPIという認識でよろしいでしょうか。	「円滑な実施」は、企業・大学等の見学、出前授業及び実習指導を適切に遂行する上で重要な要素の一つですが、これらの業務の「円滑な実施」自体を本事業の最も重要な事項として位置付けているものではありません。 また、企業・大学等の見学に係るバスの台数、出前授業及び実習指導の実施回数については、仕様書に定める業務の実施規模・業務量を示すものであり、KGI(重要目標達成指標)又はKPI(重要業績評価指標)として設定したものではありません。
35	事業内容	本事業は前任のご担当の方が令和8年4月17日に審査し、実施した案件かと存じます。その事業を改めて令和8年10月5日に再審査して、実施するという認識でよろしいでしょうか。	本事業については、令和8年4月17日にプロポーザルによる審査を実施しましたが、契約締結には至りませんでした。 このため、今回、改めて委託先を選定するためのプロポーザルを実施するものです。 なお、令和8年10月5日に実施する審査は、今回公示している「令和8年度高等学校情報・先端分野人材育成事業業務委託」に係るプロポーザルの再審査となります。
36	事業内容	前任のご担当の方は(1)企業・大学等の見学282台、(2)出前授業計102回、(3)実習指導計61回で実施予定でした。本事業では未消化分の回数を円滑に実施することでしょうか。それとも、既に実施分を考慮せずに、新たに設定した回数分を実施するのでしょうか。もし、未消化分を本事業にて実施する場合、4月17日から10月5日の約半年間に対する達成率、進捗に対する遅れは下記になるかと存じます。	No.35に対する回答のとおり、本事業は契約締結・事業着手に至っておりません。実施回数等は今回公示している仕様書のとおりです。
37	事業内容	(2)出前授業および(3)実習指導原則171台を上限に手配することとございます。上限に満たない場合、その分の費用の取り扱いはどうなりますか。上限を超える場合は、その分の費用の扱いはどうなりますか。	学校の希望や実施状況等により、実績が予定数量を下回る場合があります。 なお、貸切バス借上料については、実施数量に限らず、実績に応じて金額を見直すこともあります。
38	事業内容	打合せ、資料作成についても、講師の謝金を支払えますか。	契約額の範囲内で事業に係るものであれば可能です。
39	事業内容	情報・先端技術関連企業等の嘱託員、OBも可能でしょうか。現役のみでしょうか。	嘱託員やOBでも可能です。
40	事業内容	公立大学の先生や地方自治体の職員で先生を兼任している方も謝金を支払えますか。	公立大学や地方自治体の職員への謝金の支払いにあたっては、各講師の所属における規定を各講師に御確認ください。
41	企画提案書の審査に関する事項	提案書の枚数制限はございますか。	特に枚数に制限はございません。
42	企画提案書の審査に関する事項	提案書とプレゼン資料は多少、違ってよろしいですか。	提案書とプレゼン資料は内容が同じであれば多少違って構いません。
43	事業内容	仕様書の5各業務内容(4)上記(1)～(3)の円滑な実施のために行う以下ア～クの業務 ア 見学先企業等の新規開拓、訪問を行うこと。 ウ 抽出企業等への訪問による事業説明及び研修講師の依頼を行うこと。 エ 高校訪問による事業説明、研修日程、内容の調整を行うこと。 カ 進路指導担当教員等に対する県内技術系企業の情報提供、進路相談及び助言を行うこと。 キ 企業からの相談対応を行うこと。 とございます。 ・運営管理、オペレーションの評価基準の記載はございますが、情報・先端分野人材育成に適切な評価基準は明記されておりません。情報・先端分野人材育成の評価基準をご開示頂けますか。 あるいは、「どうやったら、情報・先端分野人材育成に本事業がなり得るか」という点も提案して、評価頂けるのでしょうか。 ・ア、ウ、エ、カ、キをうまく活用すると、情報・先端分野人材育成に適切になり得ると考えますが、これらの点は評価されませんか。 ・情報・先端分野人材育成など、評価基準に書かれていないことについては、何も提案しない方がよろしいでしょうか。減点になりますでしょうか。	提案内容を総合的に判断させていただきます。
44	契約	本仕様書は業務仕様書とは違うのですか。あくまでも、事業者を選定するための企画提案のための仕様書という位置づけですか。	基本的には同じものであるという認識です。
45	契約	支払いはどうのご意向ですか。	精算払を原則としておりますが、概算払にすることも可能です。
46	企画提案書	実施要領第3(4)ア(ア)において、企画提案書は「A4判、任意様式」とされていますが、ページ数(枚数)の上限や、用紙の向き(縦・横)、文字サイズ、カラー印刷等に関する指定や制限はありますでしょうか。	企画提案書については、A4判、任意様式としており、ページ数(枚数)の上限は設けておりません。 また、用紙の向き(縦・横)、文字サイズ、カラー印刷等についても、特段の指定や制限はありません。
47	プロポについて	10月5日(月)に予定されているプレゼンテーション審査(各社20分程度)について、出席可能人数(上限)をご教示ください。	プレゼンテーション審査への出席人数について、上限は設けておりません。

令和8年度高等学校情報・先端分野人材育成事業業務に対する回答

		質問内容	回答
48	「過去の受注実績」の対象範囲について	提出書類の「過去の受注実績」について、受託者単体の実績に加え、グループ会社での教育受託実績や、民間企業からの同種受託実績を含めて記載することは可能でしょうか。	記載していただいて構いません。ただし、受注主体(契約名義)が明確に分かるよう区別してご記載ください。
49	事業内容	仕様書第5(2)(3)に定める出前授業(計102回程度)や実習指導(計61回程度)について、遠方企業講師の急病や悪天候等により対面派遣が困難となった場合、受託者が提供するオンライン講義システム(Zoom等)による代替実施は認められますでしょうか(評価項目⑨「欠員時等の柔軟な対応」に関連)。	講師の急病や悪天候等により対面での実施が困難となった場合の代替手段として、オンラインによる実施を企画提案することは可能です。 ただし、出前授業及び実習指導の実施方法については、学校の意向、授業内容等を踏まえ、担当課と協議の上、決定するものとします。
50	事業内容	学校都合や天候・感染症等により、手配済みの貸切バス(原則171台上限)のキャンセルが発生した場合、バス会社に支払うキャンセル料は委託料の範囲内で精算可能でしょうか。	荒天、災害、学級閉鎖等、受託者の責めに帰すことのできない事由により見学を中止又は延期し、貸切バス事業者等にキャンセル料が発生した場合は、速やかに担当課へ報告し、その取扱いについて県と協議するものとします。県がやむを得ないものと認めた場合は、必要かつ妥当な実費を委託料の対象として取り扱うことがあります。
51	事業内容	仕様書第5(2)において講師は「県内高校出身者が望ましい」とされていますが、県教育委員会側で把握・蓄積されている協力企業リストやOB/OG講師等の情報提供・引き継ぎはありますでしょうか。	県教育委員会が保有する協力企業や講師等に関する情報について、受託者への引継ぎを前提としたリスト等の提供は予定しておりません。 講師については、仕様書5(4)イ及びウに記載のとおり、受託者において各産業分野の研修講師となり得る企業等を抽出し、企業等への訪問による事業説明及び研修講師の依頼を行うものとします。
52	事業内容	本事業では171台分のバス代や163回分以上の講師謝金・旅費・実習教材費等の立て替えが発生いたしますが、受託後の事業期間中における概算払いの申請は可能でしょうか。	精算払いを原則としておりますが、概算払いにすることも可能です。
53	事業内容	仕様書第5(3)ウに定める実習用教材費について、学校側が直接選定・購入したものを受託者が精算する形式か、受託者が自ら調達して納品する形式のどちらを想定されているでしょうか。	原則として受託者が学校側(および講師)のニーズを取りまとめて直接調達・納品する形式を想定しておりますが、事情に応じて学校側で購入したものを精算する形式(代替精算)も可能です。
54	事業内容	講師謝金(上限15,400円/回)および旅費(実費)について、契約金額の上限内において、事業終了後に実際の支給金額に基づいた実費精算(精算払い)を行う認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 講師謝金については、実際の支給額に基づき精算するものとし、1時間当たり15,400円を上限とします。また、旅費についても、実際に要した交通機関の実費に基づき精算するものとします。 なお、委託料の支払いについては、精算払いを原則としますが、概算払いにすることも可能です。
55	事業内容	全県立高校(111校)・私立高校(60校)等の対象校に対し、県教育委員会から本事業の事前周知を行っていただけますでしょうか。また、学校へアプローチする際の推奨される担当窓口(進路指導部、情報科、教頭等)は設定されていますでしょうか。	本事業の案内については、県立高等学校については高校教育課、私立高等学校については私学振興課から、各学校へ周知を行う予定です。 実施希望の確認及び実施に向けた具体的な調整については、受託者が対象校と密に連絡を取り、学校の希望や実施内容等を確認するとともに、学校から計画書の提出を求め、提出された計画書を基に、日程、内容、必要事項等について学校担当者とともに協議・調整し、実施が円滑に進むよう対応してください。 なお、学校へのアプローチに当たっての担当窓口については、一律には設定しておりません。各学校の実情に応じて、適切な担当者と連絡・調整を行ってください。
56	事業内容	出前授業計102回、実習指導計61回とありますが、1つの学校に対して同じ内容の授業を複数回(クラスごとなど)行う場合はどのようなカウントになりますでしょうか。	出前授業及び実習指導については、実施日、時間、講師、対象生徒等を踏まえ、実際の実施単位を1回としてカウントすることを想定しています。 したがって、同一の学校において、クラスごとに別々に実施する場合は、それぞれを1回としてカウントします。 なお、具体的な実施方法及び回数については、学校の希望や実施内容等を踏まえ、担当課と協議の上、決定するものとします。
57	事業内容	オンライン授業は回数に含まれますでしょうか。	出前授業については、学校との調整の上、仕様書に定める実施内容及び実施時間等を満たす場合、オンラインによる実施も可能とし、実施回数に含めることができます。 なお、オンラインによる実施については、学校の意向、授業内容、講師の状況等を踏まえ、担当課と協議の上、実施するものとします。
58	事業内容	1校が複数メニュー(授業・実習)を利用した場合はどのようなカウントになりますでしょうか。	同一の学校が複数のメニューを利用した場合は、それぞれの実施回数としてカウントします。

令和8年度高等学校情報・先端分野人材育成事業業務に対する回答

		質問内容	回答
59	事業内容	講師を外部の派遣機関・専門業者・キャスティング会社等を経由して手配する場合、講師個人に支払われる手当(謝金)を上限15,400円とし、手配業者に支払うコーディネーター料・手配手数料等を受託者の業務運営費(外注費)として別途見積に計上することは可能でしょうか。あるいは、手配業者への支払い総額が1回あたり15,400円以内に収まる必要がありますでしょうか。	手配業者等に支払うコーディネーター料や手配手数料につきましては、講師個人に支払う謝金(上限15,400円/時間)とは切り離し、受託者の「業務運営費(または外注費等)」として委託料上限額(71,607,000円)の範囲内で別途見積に計上することが可能です。
60	事業内容	例えば、有名講師で講師活動を主とされている場合など、数十万～数百万などの講演料を取っている、個人・企業もありますが、この場合も、謝金15400の規則が該当しますでしょうか。	本事業における講師への謝金については、講師の知名度、通常の講演料等にかかわらず、仕様書6(3)才に定めたとおり、1時間当たり15,400円以内で支払うものとします。 なお、講師の手配に係るコーディネーター料・手配手数料等については、前問の回答のとおり、講師への謝金とは別の経費として取り扱います。
61	事業内容	講師に同行者がいる場合の経費・人件費に関しては、講師に支払う謝金とは別途計上でも大丈夫でしょうか。	講師の同行者に係る経費・人件費については、講師本人に支払う謝金とは別の経費として計上することは可能です。 ただし、本業務の実施に必要なかつ合理的な経費であることを前提とし、委託料の範囲内で対応してください。
62	事業内容	仕様書に記載のある『バス代(上限171台)』『講師謝金(上限15,400円/回)』『旅費実費』『実習教材費(上限25,300円/校)』は、委託料上限額(71,607千円)の中に含まれる『精算対象経費(実費精算)』という認識でよろしいでしょうか。また、実績が予定上限に達しなかった場合は減額精算となりますでしょうか。	お見込みのとおり、仕様書に記載するバス代、講師謝金、旅費及び実習教材費については、委託料上限額(71,607,000円)の範囲内で、本業務の実施に必要な経費として取り扱います。 なお、物価高騰の影響を大きく受ける貸切バス借上料については、実施状況により金額を見直すこともあります。
63	事業内容	実習指導に必要な教材(上限25,300円/校)について、学校側が指定した商品を受託者が事前購入・納品する形式でしょうか。購入にあたっての指定の手続きや調達期限の目安があればご教授ください。	原則として受託者が学校側(および講師)のニーズを取りまとめて直接調達・納品する形式を想定しておりますが、事情に応じて学校側で購入したものを精算する形式(立替精算)も可能です。
64	事業内容	対象となる県立・私立高校への初期アプローチ(事業趣旨の説明や利用希望の集約等)は、教育委員会(高校教育課)様から各学校へ一括で案内を出していただくのでしょうか。受託者が全校へ直接連絡を取る形式でしょうか。	実施希望の確認及び実施に向けた具体的な調整については、受託者が対象校と密に連絡を取り、学校の希望や実施内容等を確認するとともに、学校から計画書の提出を求め、提出された計画書を基に、日程、内容、必要事項等について学校担当者と十分に協議・調整し、実施が円滑に進むよう対応してください。 なお、学校へのアプローチに当たっての担当窓口については、一律には設定しておりません。各学校の実情に応じて、適切な担当者と連絡・調整を行ってください。
65	事業内容	この企画にあたっての各学校とのアポイントメント・調整において、福岡県行政側の紹介や仲介はありますでしょうか。	県からの個別校に対する直接の紹介や仲介は行いません。行政からの初期通知(文書発出)以降の連絡・アポイントメント・日程調整等につきましては、すべて受託者が直接、各学校と連絡を取り合って進めていただくことになります。
66	事業内容	171台のバスは一括手配か、学校ごとの随時手配でしょうか	171台について、一括して手配することを想定しているものではありません。 学校から提出された計画書を基に、各学校の実施日程、行程及び必要台数等を確認した上で、受託者において学校ごとに必要なバスを手配することを想定しています。 なお、バスの手配に当たっては、実施日に確実に運行できるよう、交通事業者との調整及び運転手の確保等を適切に行ってください。
67	事業内容	各学校へのバス配分方法は決まっていますでしょうか	学校ごとのバス台数について、あらかじめ固定した配分は決めておりません。 学校から提出された計画書を基に、生徒数、行程等を踏まえて必要台数を確認し、受託者において学校と調整の上、バスを手配することを想定しています。 なお、バスの台数については、原則171台を上限とします。上限を超えることが見込まれる場合は、担当課に報告・協議した上で、学校と調整し、バスの割当てを決定してください。
68	過去実績について	過年度の事業で作成された『受入可能企業・大学等のリスト』や『講師候補リスト』などは、契約締結後に受託者へ提供・引き継ぎされますでしょうか。あるいは、すべて新規開拓を行う想定でしょうか。	過年度の事業で作成された「受入可能企業・大学等のリスト」や「講師候補リスト」等については、受託者への提供・引継ぎを前提としているものではありません。 本業務における見学先企業等の新規開拓、講師となり得る企業等の抽出及び講師依頼等については、仕様書5(4)ア～ウに記載のとおり、受託者において実施することを想定しています。
69	過去実績について	昨年度発生した中止・変更・トラブルは開示可能でしょうか。	過年度の事業において発生した個別の中止・変更・トラブル等については、学校、企業、講師等の特定につながる情報や個別の対応内容を含むため、開示することは予定しておりません。

令和8年度高等学校情報・先端分野人材育成事業業務に対する回答

		質問内容	回答
70	過去実績について	過去事業の企画・成果・課題・アンケート結果などの実績の開示いただくことは可能でしょうか。	過年度事業の事業概況、生徒・教員向けアンケート結果の集約データ、および主要な成果・課題につきましては、公表可能な範囲（個人情報や事業者・受け入れ先の固有情報を除く概要データ）で開示・提供いたします。
71	審査仕様について	本件において、共同企業体・再委託は可能でしょうか。	代表事業者を1社決定した上で、共同企業体として応募いただくことは可能です。 なお、業務の一部について再委託を行うことは可能ですが、再委託を行う場合は、契約締結後、福岡県の承認を得る必要があります。また、再委託を行った場合においても、本業務全体については受託者が責任をもって履行するものとします。
72	プロポについて	提案書の枚数制限はございますでしょうか。	特に枚数に制限はございません。
73	プロポについて	提案時間1社20分の20分内に質疑時間も含まれますでしょうか。質疑応答が必須の場合は、20分の内訳を御教示いただきたいです。	お見込みのとおりです。 内訳は、プレゼンテーション15分程度、質疑応答5分程度を想定しています。
74	審査仕様について	審査項目ごとの配点をご教示いただきたいです。	審査については、実施要領4(2)に記載する項目に基づき、総合的に審査を行います。 なお、各審査項目の配点については、公表しておりません。
75	プロポについて	10月5日(月)のコンペにおけるプレゼンテーション(各社20分程度)について、事前提出した企画提案書以外の追加資料(スライド資料等)を当日持ち込み・投影することは可能でしょうか。また、プレゼン実施時の社内出席人数の上限はありますか。	当日のプレゼンテーションにおいて、審査の理解を深めるための追加スライド資料等の使用や投影(パソコン等の利用)は可能です。 ただし、審査は事前提出された企画提案書を基本として行いますので、提出書類の内容と大きく乖離しない範囲でご準備ください。 また、プレゼンテーションへの出席人数について、上限を設けていません。
76	審査仕様について	提出書類『過去の同種事業の受注実績』について、『同種事業』には自治体主体の教育・人材育成事業だけでなく、民間企業や他省庁等からの類似業務委託実績も含まれますでしょうか。	「同種事業」には、自治体が実施する教育・人材育成事業に限らず、国、独立行政法人、民間企業等から受託した、本業務と同種又は類似する事業の実績も含まれます。 本業務における企業・大学等の見学、講師等の調整、学校との連絡調整、人材育成に係る講座・実習等の実施など、本業務の円滑な遂行に資すると考えられる実績について記載してください。
77	事業内容	「派遣当日、講師の急病等により出前授業や実習指導が実施不能となった場合、代替講師の派遣による当日実施が求められますでしょうか。それとも、別日への振替調整(延期)による対応が基本となりますでしょうか。	講師の急病等、受託者の責によらない事由により、予定していた出前授業や実習指導を当日に実施することが困難となった場合は、代替講師の確保等による当日実施や、別日への振替等について、学校及び企業等と調整を行ってください。 なお、当日実施が困難となることが見込まれる場合は、速やかに担当課へ報告し、対応について協議してください。
78	事業内容	企業・大学等見学において、年間171台の上限を超える希望があった場合の優先順位や配分基準について県のお考えをお聞かせください。また、複数校合同見学などの代替案は認められるでしょうか。	企業・大学等の見学に係るバスについては、仕様書に記載のとおり、原則として年間171台(県立高等学校111台、私立高等学校60台)を上限として手配するものとします。 上限を超える希望があった場合の優先順位や配分については、現時点で一律の基準を定めているものではなく、各学校から提出される計画書の内容等を踏まえ、担当課と協議した上で、学校と調整し決定するものとします。